

千葉県警察退職職員の再就職状況の公表に関する要領の制定について

平成28年8月18日例規（警）第33号

千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察退職職員の再就職状況の公表に関する要領

1 目的

この要領は、千葉県警察を退職した職員の再就職状況の公表に関し必要な事項を定めることにより、再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的とする。

2 再就職状況の公表

(1) 本部長は、前年の8月1日から当該年の7月31日までの間に、職員の退職管理に関する条例（平成28年千葉県条例第3号）第3条の規定による届出があった再就職状況について、毎年8月31日までに、次の各号に掲げる事項を千葉県警察ホームページに掲載することにより公表するものとする。

ア 退職時の所属名及び職名

イ 氏名

ウ 退職年月日

エ 再就職先の名称及び役職（ただし、民間企業にあっては、就職先の企業から公表することに同意が得られた場合に限る。）

オ 再就職年月日

(2) 再任用職員については、前(1)に準じ、公表するものとする。